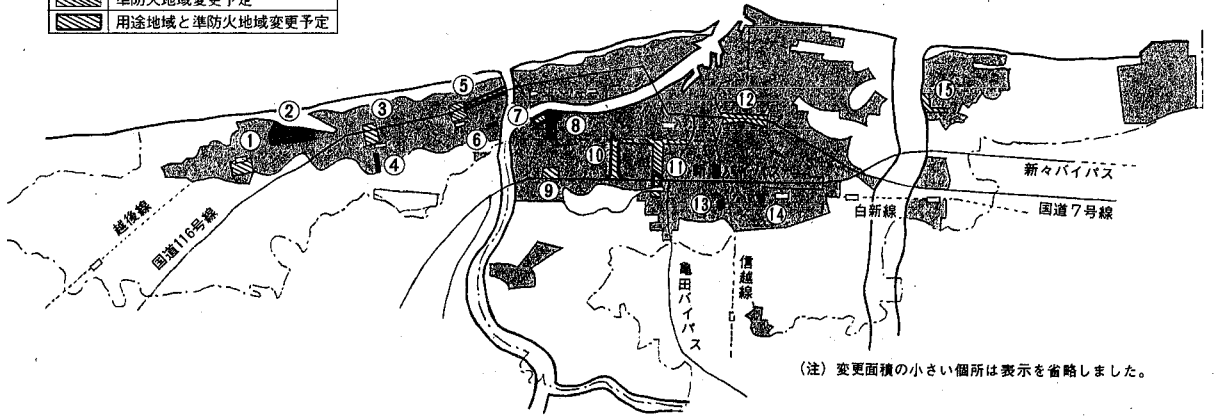


用途地域および準防火地域変更箇所図(案)

は	例
	現用途地域
	現準防火地域
	用途地域変更予定
	準防火地域変更予定
	用途地域と準防火地域変更予定



(注) 変更面積の小さい箇所は表示を省略しました。

用途・準防火地域の見直し

地元説明会を開催

変更予定箇所

区分	箇所名	変更前用途地域(建ぺい、容積率)	変更後用途地域(建ぺい、容積率)	変更前準防火地域	変更後準防火地域	備考
土地利用現況の変化によるもの	①新野駅前周辺	変更なし	近隣商業地域(80%,200%)	あり	なし	あり
	②新潟大学と周辺	第2種住居専用(60%,200%)	第1種住居専用(50%,100%)	なし	なし	なし
	③寺尾駅北周辺	変更なし	近隣商業地域(80%,200%)	あり	なし	あり
	④寺尾坂井地区	住居地域(60%,200%)	第1種住居専用(50%,100%)	なし	なし	なし
	⑤国道116号沿線	近隣商業地域(80%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	⑥東青山一丁目	住居地域(60%,200%)	第2種住居専用(60%,200%)	なし	なし	なし
	⑦新光町	商業地域(80%,400%)	工業地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	⑧新光町、出来島地区	近隣商業地域(80%,200%)	準工業地域(60%,200%)	指定済み	なし	あり
	⑨女池地区	変更なし	近隣商業地域(80%,200%)	あり	なし	あり
	⑩相合線沿線	近隣商業地域(80%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	⑪弁天線、笹出線沿線	近隣商業地域(80%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	⑫旧7号線沿線	変更なし	近隣商業地域(80%,200%)	あり	なし	あり
	⑬山ノツ地区	住居地域(60%,200%)	第2種住居専用(60%,200%)	なし	なし	なし
	⑭赤浜沿線(中山)	住居地域(60%,200%)	第2種住居専用(60%,200%)	なし	なし	なし
	⑮松浜地区	変更なし	近隣商業地域(80%,200%)	あり	なし	あり
地形地物などの変更に伴うもの	五十嵐一の町	第1種住居専用(50%,100%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	坂井	住居地域(60%,200%)	第1種住居専用(50%,100%)	あり	なし	あり
	寺尾前通3丁目	第1種住居専用(50%,100%)	第2種住居専用(60%,200%)	あり	なし	あり
	寺尾前通1丁目	第1種住居専用(50%,100%)	第2種住居専用(60%,200%)	あり	なし	あり
	東明1丁目	住居地域(60%,200%)	工業地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	桃山町	工業専用(60%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	物見山3丁目	第2種住居専用(60%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	幸栄2丁目	住居地域(60%,200%)	第2種住居専用(60%,200%)	あり	なし	あり
	白銀2丁目	第2種住居専用(60%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	松浜町	工業地域(60%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	松浜新町	住居地域(60%,200%)	工業地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	松浜新町	第2種住居専用(60%,200%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり
	太夫浜	住居地域(60%,200%)	第1種住居専用(50%,100%)	あり	なし	あり
	太夫浜	第1種住居専用(50%,100%)	住居地域(60%,200%)	あり	なし	あり

(注) 新たに準防火地域に編入される地区は近隣商業及び商業地域のみです。

用途・準防火地域とは...

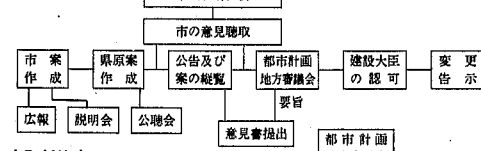
市街地の中で住宅や工場等が無秩序に進められると、都市の機能が低下するばかりでなく、火災からの罹災の危険を防ぐべく、悪臭などで生活環境も悪くなる場合があります。明るく住み良い街を作るため、用途・準防火地域を設定する。

作業の手順

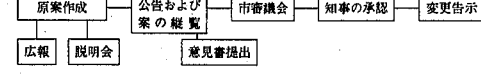
用途地域は新潟市のほか十市町村を含む広域的、根幹的都市計画であることから、県知事が定めることになっていきます。

準防火地域は市町村決定ですが、県知事が定める都市計画等に適合するように定めなければなりません。これを図であらわすこととあります。

県知事決定

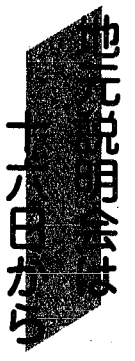


市町村決定



日	時	会 場	時 間
3月16日(月)		西地区事務所(3階)	
3月17日(火)		小針小学校(2階)	午後7時から
3月18日(水)		坂井輪地区センター(4階)	
3月19日(木)		上山小学校(3階)	
3月20日(金)		鳥屋野地区センター(3階)	
3月21日(土)		笹口小学校(2階)	午後1時から
3月23日(月)		石山地区センター(3階)	午後
3月24日(火)		木戸地区コミュニティセンター(1階)	7時から
3月25日(水)		北地区事務所(3階)	
3月29日(日)		新潟中央公民館(4階)	午前10時から

説明会を次の日程でおこないますので、最寄りの会場へおいでください。



新潟共立職業訓練校～生徒募集～

訓練科目	コース	期間	訓練内容
和裁科	普通コース	2年	おもに縫つ、縫う
	着装コース	1年	おもに着装と裁縫
洋裁科	普通コース	2年	おもに縫つ、縫う
	向上コース	1年	デザインと裁縫

入校資格 上記該当職種に従業員または自営者で、技能向上をめざす方。学歴、年齢、性別は問いません。

訓練日時 火・木曜日(週2回)・昼間部…午前9時～正午・夜間部…午後6時20分～8時50分

訓練費の切り 4月10日まで

問い合わせ 新潟共立高等職業訓練校(西蒲通5-838、022-7010)へ

高齢者職業相談室のご利用を

場所 市役所市民相談室内(中央公民館内) 電話 23-7630

時間 午前9時～午後5時、土曜は正午まで

食品取り扱い従業者の保菌検査

検査期間 4月1日～5月末日(休日以外の午前中)

検査場所 ①県保健衛生センター(☎67-8191、白山通2) ②新潟臨床検査センター(☎75-0161、錦町6) ③東日本医学臨床検査センター(☎86-8874、江南3丁目)

手数料 1件450円(容器代金を含む) 申し込み 上記の検査センターへ申し込み、容器をもちこんでください。その際、検査期日の指示を受けてください。

検査済証の交付 検査1ヵ月以降に東・西保健所の防疫係で交付します。冬、冬休と印鑑を持参のうえ、休日以外の午前中においてください。

問い合わせ 東・西保健所の防疫係が食品搬送係または各センターへ。(東☎41-4111、西☎66-5171)

※この検査を受けるに営業停止の処分を受けることがあります。なお定期的に検査を実施している事業所はこの検査を受ける必要はありません。

簡易専用水道の「検査」等説明会

日時 3月19日午後1時半(1時受付)

会場 市中央公民館

問い合わせ 東・西保健所環境衛生課(東☎41-4111、西☎66-5171)へ

簡易専用水道(ビル・マンション等で20mをこえる施設)の受水槽・高置水槽は年1回定期的に内部清掃を行うこと、各給水設備(ポンプ、槽類等)を定期的に点検することなどで管理基準が決められています。また、年1回定期に指定の機関に依頼し、施設の外観などについて検査を受けなければなりません。

検査機関は下記のとおりです。

地域	検査機関
東保健所管内	県保健衛生センター(白山通2 ☎67-8191)
西保健所管内	県環境衛生研究所(寺尾536 ☎67-1771)

※検査手数料は1施設1万円です。

はかりの定期検査

検査場	検査日	検査実施の区域
入舟小学校	3月24日	入船町1.2.3.4.5.6.7丁目、東入船町、物部町3.4.7丁目、早川町1.2.3丁目、山田町1.2.3丁目、宝町1.2丁目、山田町1.2丁目、西船見町、雲雀町、窪田町1.2.3.4.5.6.7丁目、窪田町附帯
	3月25日	西蒲町1.2.3.4丁目、濱町1.2.3.4丁目、元下島町、新川町、田町1.2.3丁目、船倉町
豊原小学校	3月26日	西蒲町1.2.3.4丁目、濱町1.2.3.4丁目、本町1.2.3.4丁目、緑町、殊川町1.2丁目、東蒲町1.2.3.4丁目、相生町、東船見町、西船見町、南船見町、北船見町、北多門町、南多門町、松岡町、旭町、多島町1.2丁目
	3月27日	住吉町、並木町、松岡町1.2丁目、見方町、豊原町、芳町
豊原小学校	3月28日	住吉町、並木町、松岡町1.2丁目、見方町、豊原町、芳町

検査受付時間 午前9時から午後3時まで

※今回の検査通知は計量所定期検査通知書(はかり)で行いますので通知書をお待ちください。